貸渡約款

第1章 総則

第1条〈約款の適用〉

- 当社は、この約款及び第40条に基づくこの約款の細則(以下あわせて「約款等」とする。)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」とする。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとする。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に約款等の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとする。なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に 応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款等に優先するものとする。

第2章 予約

第2条〈予約の申込み〉

- 借受人は、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらか じめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間及び借受時間、返還場所、運転 者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」とする。)を 明示して予約の申込みを行うことができる。なお、軽トラックについては、使用目的も借受 条件として明示して予約の申込みを行うものとする。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

第3条〈予約の変更〉

• 借受人は、前条第1項の借受条件の変更を希望する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

第4条〈予約の取消し等〉

- 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことが可能である。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」とする。)の締結手続きに着手しなかった場合は、予約が取り消されたものとする。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社はこの予約取消手数料の支払いがあった場合は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 4 当社都合により、予約が取り消された場合、又は貸渡契約が締結されなかった場合は、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めに もよらない事由により貸渡契約が締結されなかった場合は、予約は取り消されたものとす る。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第5条〈代替レンタカー〉

- 当社は、借受人からの予約があった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合は、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」とする。)の貸渡しを申し入れることができるものとする。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾した場合、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借 受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとする。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約 された車種クラスの貸渡料金より高額になる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金に よるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低額になる場合は、当該代替レンタ カーの車種クラスの貸渡料金によるものとする。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責めに帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責めに帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第6条〈免責〉

当社及び借受人は、予約の取り消し又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第 4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

第7条〈予約業務の代行〉

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」とする。)において予約の申込みをすることが可能。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約 の変更又は取消しを申し込むことができるものとする。

第3章 貸渡し

第8条〈貸渡契約の締結〉

- 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款及び料金表等により 貸渡条件を明示したのち、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことができる レンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のい ずれかに該当する場合を除く。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払う ものとします。
- 3 当社は監督官庁の基本通達(*1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に 規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(*2)の番号 を記載、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり借 受人に対し借受人の指定する運転者(以下「運転者」とする。)の運転免許証の提示を求 めるほか、その写しの提出を求めることがある。この場合、借受人は自己が運転者であ るときは自己の運転免許証を提示、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者 が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとする。
- (*1)監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車局長通達「レンタカーに関する基本 通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいう。
- (*2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通 法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいう。また、道路交通法第10 7条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準ずる。
 - 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに 当社が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがある。
 - 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求める。
 - 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金・各キャッシュレス決済による支払いを求める。また、その他の支払方法を指定することがある。
 - 7 借受人は契約後の借受期間延長はできないものとする。

第9条〈貸渡契約の締結の拒絶〉

- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結すること ができないものとする。
- (1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにも 関わらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しない場合。
- (2)酒気を帯びていると認められる場合。
- (3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められる場合。
- (4)チャイルドシートがないにも関わらず6才未満の幼児を同乗させる場合。
- (5)暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められる場合。
 - 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は貸渡契約の締結 を拒絶することができるものとする。
- (1)予約に際して、定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なる場合。
- (2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事 実がある場合。
- (3)過去の貸渡しにおいて、第17条に掲げる行為があった場合。
- (4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。)において、第18条第6 項又は第25条第1項に掲げる行為があった場合。
- (5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されな かった事実があった場合。
- (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは 言辞を用いた場合、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害した場合。
- (8)別に明示する条件を満たしていない場合。
- (9)その他、当社が適当でないと認めた場合。
 - 3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していた場合は、予約の取消 しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いがあった場合は、 受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第 10 条〈貸渡契約の成立等〉

• 貸渡契約は借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

• 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行う ものとする。

第 11 条〈貸渡料金〉

- 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示する。
 - 基本料金、免責補償制度加入料、オプション料金、燃料代、配車引取料、その他の料金
- 2 基本料金はレンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同様とする。)に届け出て実施している料金によるものとする。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した貸渡料金によるものとする。
- 4 貸渡料金については細則で定めるものとする。

第12条〈借受条件の変更〉

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずる場合は、その 変更を拒否することが可能である。

第 13 条 〈点検整備及び確認〉

- 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施 したレンタカーを貸し渡すものとする。
- 2 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検を行い、必要な 整備を実施するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点 検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、そ の他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

第 14 条〈貸渡証の交付、携帯等〉

- 当社は、レンタカーの引き渡し後、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定 の貸渡証を書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)により借受人に交付するものとす る。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行 (電磁的記録による携行を含む。)しなければならないものとする。
- 3 借受人又は運転者が貸渡証を紛失した場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

第4章 使用

第 15 条〈管理責任など〉

- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」とする。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。
- 2 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料 サービスを利用した際は、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、 その有料サービスを提供する者に支払うものとする。
- 3 当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その際の借受人の個人情報に対する開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとする。

第 16 条〈日常点検整備〉

• 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両 法第47条の2(日常点検整備)に定める点検を行い、必要な整備を実施しなければなら ないものとする。

第 17 条〈禁止行為〉

- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送 事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転 者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

- (3)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる 一切の行為をすること。
- (4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9)その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
 - 2 借受人、運転者若しくはその関係者は、当社の承諾なく当社の事務所、当社の営業 店舗、当社の敷地等を、内外から撮影、録音若しくは録画又はその画像、音声若しくは映 像のSNS等への投稿、配信若しくは生配信等の行為をしてはならないものとする。

第 18 条〈違法駐車の場合の措置等〉

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をした際、借受人又は運転者は違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けた際、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」とする。)を請求するものとする。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
- (1)放置違反金相当額
- (2)当社が別に定める駐車違反違約金
- (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
 - 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けた際、又は借受人が当社指定の期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わない場合は、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」とする。)に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとする。
 - 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとする。
 - 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定 する費用の額の全額を受領した際は、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録す る等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。
 - 9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とする。
 - 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われた際は、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

第 19 条 〈GPS 機能〉

• 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS機能」とする。)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が

記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。

- (1)貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- (2)第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- (3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
 - 2 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、 法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示 請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意する ものとする。

第20条〈ドライブレコーダー及び自動車メーカーの車両通信機〉

- 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借 受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目 的で利用することに同意するものとする。
- (1)事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- (2)レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人 及び運転者の運転状況等を確認するため。
- (3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
 - 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、 当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関 から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに 同意するものとする。
 - 3 借受人及び運転者は、レンタカーに自動車メーカーの車両通信機が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー及び自動車販売会社等(以下「自動車メーカー等」とする。)が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が公表している利用目的のため、車両通信機よりレンタカーの車両状態情報(稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等)を取得する場合があることに同意するものとする。
 - 4 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当社が、第1項各号の目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける場合があることに同意するものとする。

第5章 返還

第 21 条 〈返還責任〉

- 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当 社に返還するものとする。
- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与 えた損害を賠償するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第22条〈返還時の確認等〉

- 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとする。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運 転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。

第 23 条〈借受期間変更時の貸渡料金〉

• 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更した際は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第 24 条 〈返還場所等〉

- 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更した際は、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとする。
- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還した際は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第25条〈不返還となった場合の措置〉

- 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められる際は、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとする。
- 2 当社は、前項に該当することとなった際は、レンタカーの所在を確認するため、借受人 又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞取り調査や GPS 機能の作動等を 含む必要な措置をとるものとする。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する 責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担す るものとする。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第26条〈故障発見時の措置〉

• 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第27条〈事故発生時の措置〉

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した際は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当 社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。
 - 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第28条〈盗難発生時の措置〉

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した際その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第29条〈使用不能による貸渡契約の終了〉

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」とする。)によりレンタカー が使用できなくなった際は、貸渡契約は終了するものとする。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するもの とし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は 第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けない際は、当社は受領済の貸渡料金を 全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる 損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。ただ し、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除く。

第7章 賠償及び補償

第30条〈賠償及び営業補償〉

• 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー に損害を与えた際は、その損害を賠償するものとする。ただし、借受人及び運転者の責 めに帰することができない事由による場合を除く。

- 2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・ 臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等 に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとする。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えた際は、その損害を賠償するものとする。

第 31 条〈保険及び補償〉

- 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償 責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約又は当社の定める 補償制度により、別に示す限度内の保険金又は補償金が支払われる。
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又 は補償金は支払われない。
- 3 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われない。
- 4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。なお、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」とする。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとする。
- 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った際は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。
- 6 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とする。

第8章 貸渡契約の解除

第32条〈貸渡契約の解除〉

• 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反した際、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなった際は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は、受領済

の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借 受人に返還するものとする。

2 借受人は、前項の解除に該当した際は、当社に生じた損害を支払うものとする。

第33条〈中途解約〉

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとする。

中途解約手数料={(貸渡契約期間に対応する基本料金)-(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

第9章 個人情報

第34条〈個人情報の利用目的〉

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1)道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
- (2)借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品 の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開 催について、宣伝広告物の送付、e メールの送信等の方法により案内するため。
- (3)貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約 締結の可否についての審査を行うため。
- (4)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を 目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (5)個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計 データを作成するため。
 - 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行う。

第35条〈個人情報の登録及び利用の同意〉

- 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転 免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること 並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカ ー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査の ために利用されることに同意するものとする。
- (1)当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2)当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3)第25条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
 - 2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用される。

第10章 雜則

第 36 条 〈相殺〉

• 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務がある際は、借受人の当社に対する 金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第 37 条 <消費税>

• 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む。)を当社に対して支払うものとする。

第38条〈遅延損害金〉

• 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った際は、相手方に対し年率 20%以下の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第39条〈日本語約款等の優先適用〉

• 日本語の約款等と外国語に翻訳した約款等との内容に相違がある際は、日本語の約款 等の内容が優先して適用されるものとする。

第 40 条 〈細則〉

• 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等 の効力を有するものとする。また、別に示す利用規約もこの約款と同等の効力を有するも のとする。

第41条〈重要事項の情報提供〉

- 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとする。
- 2 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとする。

第 42 条〈約款等の掲示等〉

- 当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示す。
- (1)当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。)
- (2)ウェブサイト等に見やすいように掲載
- (3)書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)の提示
 - また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供する ものとする。これを変更した場合も同様とする。

第 43 条〈約款等の変更〉

• 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとする。

第 44 条〈準拠法〉

• この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同 法によって解釈されるものとする。

第 45 条 〈合意管轄裁判所〉

• この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた際は、訴額のいかんにかかわらず 当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とす る。